

吹田市人権施策基本方針

平成18年（2006年）2月

吹 田 市

はじめに

人権が普遍的な文化として人々に根付く社会を実現するためには、すべての人が、相互に人権の意義及びその尊重と共生の重要性について理解を深めなければなりません。個人としての尊厳が重んじられる社会、個性や能力を発揮し自己実現の機会が確保される社会を実現するためには、豊かな人権感覚を醸成していくことが必要です。

このためには、私たち一人一人が人権尊重の社会の実現に向けて、主体的に取り組まなければなりません。

昭和21年(1946年)に公布された日本国憲法、あるいは昭和23年(1948年)の国際連合総会において採択された世界人権宣言から既に半世紀余が経過しました。これらが保障する基本的人権は、過去幾多の試練を経て、人類が多年にわたり自由獲得のために努力してきた成果であります。

しかし、基本的人権の侵害にかかわるさまざまな問題が存在し、いまだ解決しなければならない課題があります。私たちは、人権が尊重され、差別のない、ともに生きることのできる社会の実現に向け、今後もたゆまず努力していかねばなりません。

本市では、平成14年(2002年)11月に、吹田市人権施策審議会から「人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に進める」ための答申をいただきましたが、このたび、この答申を最大限に尊重して吹田市人権施策基本方針を策定いたしました。

今後、本方針に基づき、「人が輝き、感動あふれる美しい都市^{まち}すいた」をめざし、人権の視点に立って市政運営に努めるとともに、市民、事業者、行政が協働して、総合的に人権に関する施策を推進してまいります。

本方針の策定にあたり、貴重なご意見を寄せていただきました市民、関係者の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成18年(2006年)2月

吹田市長 阪 口 善 雄

1 人権をめぐる状況

昭和23年(1948年)、国際連合において採択された世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれています。世界人権宣言の精神を具体化するために、それ以降半世紀の間に、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」など数多くの人権関連条約が採択され、これらを通じて、人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

また、平成6年(1994年)の国際連合総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、この決議を受けて、国及び地方公共団体において人権保障の確立に向けた行動計画を策定するなど積極的な取り組みが進められてきました。

わが国では、平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。また、平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

大阪府では、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」が策定され、平成10年(1998年)には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、同条例に基づき平成13年(2001年)に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。

本市においては、人権教育の重要性が国の内外において高まりを見せる中で平成11年(1999年)4月に、「人権教育のための国連10年吹田市行動計画」を策定し、豊かな人権感覚に満ちあふれた社会の創造に向けて、全庁的に連携を図りながら取り組んできました。平成12年(2000年)4月には「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を施行し、人権問題解決のために努力してきました。さらに、平成14年(2002年)7月から、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障し、個人情報の適正な取扱いの確保を定めた「吹田市個人情報保護条例」を施行しました。平成17年(2005年)4月には「個人情報保護法」等が制定され、それに伴い本市

の「吹田市個人情報保護条例」も一部改正しました。

平成14年（2002年）11月には「吹田市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進に努めています。

また、国の同和対策審議会答申で同和問題が国民的課題とされて以来、同和対策室を設置して同和問題の解決に取り組んできましたが、人権の世紀といわれる21世紀を迎え、人権を取り巻く社会状況の変化に対応し、人権施策の総合的な企画、調整及び推進などを図ることが必要なことから、平成14年（2002年）には人権啓発室と同和対策室を統合し人権室を設置しました。そして、平成17年（2005年）4月には平和を希求することの大切さを明確にするため、室の名称を人権平和室としました。

このような取組みの中で、人権意識の高まりとともに人権問題についての理解は進みましたが、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などを巡って、なお課題は残されています。また、学校でのいじめや不登校、子どもの虐待問題、凶悪な少年犯罪、女性に対するストーカー行為（※注：1）や近親者による暴力、インターネットを通じた人権侵害など、さまざまな事象が社会問題として深刻化してきています。

すべての人の人権が大切にされる社会の創造をめざして、こうした人権課題を解決するために、本市として人権施策基本方針を策定するものです。

2 基本理念

本市では、『すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会の実現』を基本理念として、人権施策を推進します。

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利です。

本市では、昭和58年（1983年）に市民の総意のもと、「非核平和都市宣言」を行い、「平和のないところには人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」との認識のもとに、人権尊重の社会の実現とともに非核平和の社会の実現を施策推進の基本として取り組んできました。

基本理念を実現するためには、人種、民族、信条、性別、社会的身分あ

るいは障害があることなどによって、一人一人の生き方の可能性が制約される状況をなくし、個性や能力を生かして自己実現を図るための機会が平等に保障される社会を築かなければなりません。また、市民一人一人がお互いに人格や個性を認め、価値観などの違いをありのままに受け入れる社会を形成することが必要です。さらには、すべての人が情報や市民活動の成果などを共有し、活用することができる環境を整備し、行政が市民、事業者や公共的団体等と協働して、地域全体の人権文化を潤いのある豊かなものにしていくことが大切です。

3 基本方向

基本理念のもとで、人権の視点に立って施策の総合的な推進を図ります。

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 市民の自主性を尊重しながら学校、地域、家庭、職場等における日常生活から自発的な学習意欲を育むための人権教育・啓発の推進に努めます。
- ② 人権教育・啓発の推進にかかわる活動をより効果的かつ総合的に進めるために、各部局相互の有機的な連携協力関係の強化に努めます。

(2) 相談・支援の強化

- ① 従来から、人権擁護委員等による人権相談、弁護士による法律相談やDV（ドメスティック・バイオレンス）（※注：2）相談など各分野によってさまざまな相談事業を行っていますが、窓口相互の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談・支援体制の構築に努めます。また、各種相談窓口の情報を積極的に相談者に提供するとともに、利用しやすい窓口のあり方について検討します。
- ② 人権侵害による被害者の救済については、事案を適切に人権救済の手続きに乗せていくことができるようなシステムづくりが重要ですが、国の人権擁護推進審議会から「人権救済制度のあり方」について答申されており、今後さらに、国の動向を注視していく必要があります。

(3) 情報提供の充実

- ① 人権に関する各種情報を収集する機能を充実するとともに、啓発パンフレットの作成や市報への掲載あるいは情報ネットワークを活用するなど、さまざまな広報媒体を通じて人権に関わる情報を提供します。
- ② 人権教育・啓発は、行政だけでなく吹田市人権啓発推進協議会をはじめ、学校、企業、NPO（※注：3）などが実施主体となって活動することが重要です。今後、実施主体に対し教育や啓発の方法、講師、教材、活動事例等について情報を提供し連携を図っていきます。

4 取り組むべき主要な課題

(1) 男女共同参画

21世紀を迎えた現在においても固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下などさまざまな不平等をもたらしています。また、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント（※注：4）などの実態も明らかになっています。

男女が共に性別にかかわらず、その個性と能力をあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。そのためには、男女共同参画に向けての意識改革やさまざまな分野における環境づくりを進めるとともに、政策・方針決定の場に女性の参画を進めることが必要です。

わが国では、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

本市では、平成14年(2002年)に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「吹田市男女共同参画推進条例」を制定しました。そして条例の実現を図るため、平成15年(2003年)に「すいた男女共同参画プラン」を策定しました。

「男女共同参画プラン」では、「男女が互いに人権を尊重しあい、自立し、その個性と能力を発揮し、平等に生きるまち」、「家庭・職場・地域・学校など、あらゆる分野に男女が対等に参画し、相互の信頼に基づいたふれあいのあるまち」、「男女が安心して平和で豊かに暮らせる魅力あるまち」をめざすとともに、計画的に事業を実施するために目標値を設定することや、重点的に取り組む必要がある施策や事業、市民の取り組みなどを掲げています。また、男女共同参画施策への苦情や性別による権利侵害の相談の申し出ができる苦情等処理委員を設置しています。

今後、条例やプランに基づき男女が家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民及び事業者が一体となり計画的に施策を推進していきます。

(2) 子ども

わが国では、平成6年(1994年)に「子どもの権利条約」が批准され、平成9年(1997年)には、子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや子どもの自立支援施策の充実などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。また、平成12年(2000年)には「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

本市においては、保育園を「地域子育て支援センター」と位置づけ、地域で子育てを支援し合う基盤の形成に努めるなど子育て支援に取り組んできました。平成13年(2001年)10月には関係機関で構成された「吹田市児童虐待防止ネットワーク会議」を設置し、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携・支援体制の充実に努め、虐待防止に向けた意識啓発等に取り組んできました。また、平成16年(2004年)10月の「児童福祉法」の改正により、平成17年(2005年)4月からは児童福祉に関する実情の把握、情報の提供や調査、指導などの児童相談業務が市町村の業務として明確に位置付けされました。青少年の健全育成については、家庭、学校、地域、関係団体等の相互の連携を図り活動を展開するなど総合的な対応が必要であることから、平成16年(2004年)3月に「吹田市青少年育成計画」を策定しました。また、「地域教育コミュニティ事業」として各中学校区に「地域教育協議会」を設置し、地域社会全体で子どもの健全育成の取り組みを行うとともに「不登校児童・生徒支援事業」の

取組みなども行ってきました。

近年大量の物や情報が氾らんする一方で、少子化や核家族化、地域社会の人間関係の稀薄化、学歴偏重の社会風潮などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化は著しいものがあります。

このような状況の中で、いじめや児童虐待、青少年犯罪の低年齢化、凶悪化、また、いわゆる援助交際や児童ポルノなどの性の商品化など、子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

子どもは未来の希望であり、将来に向けて社会を築いていく役割を持っています。子どもが自分の考えで判断し、行動する力を持っていることを理解するとともに、子ども達が自由に自分の意見を表明し、その意見をまちづくりに反映することができるシステムの構築を検討します。

人権教育・啓発は生涯にわたるものですが、子どもたちにとっては、家庭や学校、地域の教育力が果たす役割は極めて大きなものがあります。その重要性をしっかりと認識し、一人一人の子どもが、多様な個性、価値観を認め合い、他者を思いやる豊かな人間性、社会性を身に付けることができるよう教育活動のすべてに人権の視点に立って取り組んでいきます。

今後、こうした取組みの一層の充実を図る中で、家庭、学校、地域社会など社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整備します。

子どもが人権侵害を受けたときに、相談及び救済の申し立てを安心して行うことができ、必要な情報提供を受けられる子どもの人権救済の体制づくりを進めます。また、子どもが一人の人間として尊重・保護され、生存、発達や自由が保障されるためにも、子どもの視点に立って、子どもが安心、安全で健やかに育つまちづくりを進めます。

(3) 高齢者

高齢者が、いつまでも健康で生き生きと暮らせるよう、就労はもとより、趣味、スポーツ・文化・ボランティア・福祉活動など地域社会において連携を図りながら社会参加を促進することが大切です。

また、急速な高齢化が進む中で、高齢者の権利や介護を巡って生じているさまざまな問題への対策も急がなければなりません。介護保険制度においては、措置から契約への制度改正により、利用者とサービス提供

者との契約の際に判断能力が不十分なため対等な立場に立てないという問題や、また、介護を担う家庭においては、家族の心身の負担が重くなり、人間関係が損なわれ虐待や介護放棄にいたってしまうなどの問題があります。老人福祉施設や病院などにおいても、入所者のプライバシーの侵害や身体拘束などの問題が指摘されているほか、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者を欺き、財産権を侵害する事例も見受けられます。

そのため高齢者自らが、社会の構成員として積極的に役割を担うことができるよう、学習機会の充実や意識啓発を図るとともに、幅広い世代がふれあい、交流を深める「世代間交流」を進め、多年にわたって社会に寄与してきた高齢者が敬愛され、生きがいをもって生活できるよう、市民の認識を高めるための意識啓発を進めます。

現在、高齢者が権利侵害を受けた場合にそれをどのように救済するのか、また、高齢者の声や訴えを反映させる社会システムを行政や保健・医療・福祉現場にどのようにつくるのか、これらも問われています。「成年後見審判申立支援事業」や吹田市社会福祉協議会による「地域福祉権利擁護事業」などを実施していますが、人権の視点から一層充実したシステムのありかたを追求する必要があります。また、介護者を含め、高齢者がいる家族への支援を一層充実します。

今後、高齢者が豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられる支援対策を総合的に推進し、介護サービスを含め社会福祉サービスの質が高齢者の人権の保障にふさわしい水準になるよう取組んでまいります。また、関係事業者にも働きかけます。

(4) 障害者

障害者が地域社会の中で暮らしていくうえでは、さまざまな障壁（バリアー）があります。歩道の段差や階段、駅舎エレベーターの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、さらには差別や偏見等の「心理的な障壁」、点字図書や字幕付きテレビ放送が不足していることなどの「文化・情報面の障壁」などです。また、これらの障壁に加え、障害者に対する企業や施設内等での虐待や暴行、施設コンフリクト（※注：5）の問題、さらには財産侵害などの人権問題が生じています。これらは障害のない人々を中心とした社会の仕組みの中で、障

害がある人々の人権保障が取り残されてきたためです。

わが国では、平成14年(2002年)12月に新たな「障害者基本計画」が策定されソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を基本的な方針とされ、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現をめざすとされています。

また、平成17年(2005年)10月に、身体及び知的障害者(児)や精神障害者を対象とした障害者の福祉サービス、公的負担医療費等、障害種別にかかわらず共通の制度の下で一元的にサービスを提供するための障害者自立支援法が成立しました。この制度の円滑な運用を図るとともに、障害者がサービスを利用するうえで不利な状況に置かれることがないように、障害者の権利擁護の取組みを進めてまいります。

本市においては、平成8年(1996年)に策定した障害者計画の「ノーマライゼーション」(※注：6)の理念を継承するとともに、社会全体でのバリアフリー化の推進を図るため平成18年度(2006年度)を初年度とする「第2期障害者計画」の策定に取り組んでいきます。

今後とも、障害のある人と障害のない人が、同じ権利を持つ一人の人間であることを認識し、障害者が容易に自己実現を図ることのできる「共に生きる社会」を構築するため、さまざまな機会を通じて障害者に対する差別や偏見の解消に努めます。

(5) 同和問題

昭和40年(1965年)に国の同和对策審議会が、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」と位置づけ、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申され、昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。

その後、昭和62年(1987年)には、特別対策事業の一般対策事業への円滑な移行のための最終法として、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地対財特法」という。)」が制定されましたが、平成14年(2002年)3月末限りで「地対財特法」は失効し、これまで、対象地区を限って行なわれてきた特別対策事業は廃止されました。

本市では、同和問題の解決に向けた取組みを市の重要課題として位置付け、同和地区における生活環境等の基盤整備を進めるとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発にも努めてきました。この結果、生活環境等の基盤整備が大幅に進み、地区の状況は改善され、心理的な差別についても解消の方向に進んできましたが、差別事象が起こらないよう、差別意識の解消に向けた取組みが必要であり、一人一人が同和問題について一層理解を深めていくことが必要です。

今後、差別のない社会の実現に向け、これまでの取組みの中で積み上げてきた成果を踏まえて、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を推進し、一般施策の有効活用を図るとともに、地域の施設を活用して、より多くの市民に呼び掛け交流を進めていきます。

また、相談事業や講座等を実施することにより、人権侵害を受けた人、あるいはさまざまな課題を抱えた人々が、自立と自己実現を達成することができるよう努めます。

(6) 外国人

本市には、在日韓国・朝鮮籍などの永住者やアジア諸国をはじめ、多くの外国人が生活しています。外国人は、言葉や習慣、文化の違いを越えて暮らしており、このような中で、国を越え、助け合い、共に生きることの大切さを認識する必要があります。しかし、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において外国人が差別的な待遇を受けるなどの人権問題が生じています。

私たちは、異なる文化や生活習慣、価値観に対する相互理解を深め合い、共に生きる環境づくりを進め、多文化共生の意識を高めていかなければなりません。

そのため、国際理解のための教育やさまざまな交流事業、外国人のための日本語講座等の事業、外国籍市民の声を市政に反映させるための仕組みづくりなどを推進します。

(7) その他の人権課題

近年、医療需要の多様化・高度化、医療内容の専門化・複雑化にともない、医療従事者は、患者の立場にたった医療情報の提供や適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めることとなりました。また、臓器移

植の推進が図られている中で、臓器移植の際には、透明性確保の要請と、臓器提供者や家族などのプライバシー保護の要請という二つの面の調和などが課題となっています。

H I V(※注：7)感染者やハンセン病(※注：8)患者等については、知識や理解の不足から差別や偏見を生んできました。そのため、正しい知識を広く普及するなど、患者や家族に対する誤った認識や偏見の解消を図るための啓発の充実に努めます。

また、野宿生活者、性的マイノリティ(※注：9)とされる人々、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者やその家族あるいは被疑者、その他さまざまな人権にかかわる問題があります。

最近ではインターネット等を利用した人権侵害事例やプライバシーの侵害、事業者等の個人情報漏洩などについても問題となっているほか、遺伝子工学(※注：10)の急激な進展などに伴う問題が生じることが懸念されています。

その他にも、社会が複雑化し急速な変革が押し寄せる中で、社会の進歩につながる事柄であっても、人権の視点からとらえ直すとさまざまな問題を含んでいる場合もあります。

今後、国や大阪府の動向も注視しながら、これらの人権課題の解決に向けて対応していきます。

5 推進にあたって

(1) 庁内推進体制

基本理念の実現に向けて、総合的かつ効果的に施策を推進するため「人権施策推進本部」を平成16年(2004年)5月に設置しました。今後、「人権施策推進本部」を中心として全部局が人権課題の実情を踏まえ、人権にかかわる施策の企画・調整・点検を行うとともに、市民に対しても人権意識の高揚を図るための施策を効果的に推進します。また、全部局において、人権に関する職場研修や啓発の充実に努めます。

(2) 関係団体との連携

吹田市人権啓発推進協議会をはじめ、吹田市きしべ地域人権協会、吹田企業人権協議会では、これまで人権意識の啓発、高揚や人権課題解決に向けた自主的な活動が活発に行われてきました。

また、その他の公共的団体、NPOやボランティア団体あるいは企業などでは、人権課題の解決のためのさまざまな取組みを行っていますが、人権施策を効果的に推進していくため本市はこれらの活動団体とより一層連携を深め、良好なパートナーシップ(※注:11)を構築していきます。

用語解説

- * 「ストーカー行為」(※注：1)
相手の意思を無視し、相手を追いかけて、恋愛感情を求めたり、あるいは金銭面でも不法な形で追いかけて、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為。その行為をする人がストーカー。
- * 「ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence(DV)」(※注：2)
夫や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DV と略されます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、ことばによる精神的暴力、性的暴力などいろいろな形で身近に存在します。
- * 「NPO Non-Profit Organization」(※注：3)
行政・企業とは別に社会活動をする民間の非営利団体のことです。男女共同参画をはじめ、福祉、町づくり、環境等さまざまな分野で、利潤をあげることを目的としない公益的活動を行っています。
- * 「セクシュアル・ハラスメント Sexual Harassment」(※注：4)
性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- * 「施設コンフリクト」(※注：5)
障害者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際し、その設置をめぐる地域住民との間で生じる摩擦をいう。施設コンフリクトによって福祉施設等の整備が進まないことは、障害者等の自立と社会参加を阻む重大な問題とされている。(Conflict：衝突を意味する。)
- * 「ノーマライゼーション Normalization」(※注：6)
障害を持つ人の人権を尊重して、取り巻いている環境を変えることにより、他の人々と同様な生活が送れる社会をつくり上げていくこと。
- * 「HIV Human Immunodeficiency Virus」(※注：7)
ヒト免疫不全ウイルス。ヒトに免疫低下を起こすウイルスのこと。AIDS (エイズ) (後天性免疫不全症候群) は、このヒト免疫不全ウイルス (HIV) によっておこる病気をいう。
- * 「ハンセン病」(※注：8)
らい菌による慢性の細菌感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療法で治り、完治する。
- * 「性的マイノリティ」(※注：9)
同性愛、性同一性障害(身体と心の性別に何らかの違和感のあること)、インターセックス(Intersex：先天的に身体上の性別が不明瞭なこと)の人々などを含む総称。(Minority：小数、少数派を意味する。)

* 「遺伝子工学」(※注：10)

遺伝子を有効に利用して人類に役立たせることを目的とした学問。遺伝子操作などの技術により発展してきた。高等生物の特定の遺伝子を多量に作り出して構造分析を行ったり、有用物質を生物的に生産するなど、広く応用される。クローンなどの遺伝子操作や遺伝子治療なども含まれる。

* 「パートナーシップ Partnership」(※注：11)

対等で友好的な協力関係。